

和歌山工業高等専門学校におけるハラスメント防止委員会規則

制定 平成30年6月18日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置については、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（機構規則第113号）並びに「ハラスメントを防止するために教職員等が認識すべき事項についての指針」及び「ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針」（平成24年9月27日理事長裁定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(ハラスメント防止委員会の設置)

第2条 本校に、ハラスメントの防止等に関し適切な対策を講じるため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

(防止委員会の任務)

第3条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 ハラスメントの防止等に関する研修並びに啓蒙活動の企画及び実施に関すること。
- 二 ハラスメントに関する苦情相談体制及び苦情処理体制に関すること。
- 三 ハラスメントに関する就学、就労、教育又は研究環境の改善のための措置に関すること。
- 四 その他、ハラスメントの防止等に関すること。

(防止委員会の組織)

第4条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 教務主事、学生主事及び寮務主事
- 三 専攻科長
- 四 事務部長
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 その他校長が必要と認めた者

2 前項第六号に定める委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 防止委員会に委員長（以下「防止委員長」という。）を置き、副校長をもって充てる。

2 防止委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

3 防止委員長は、第9条の報告があった場合は、直ちに校長に報告するものとする。

(副委員長)

第6条 防止委員会に副委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 副委員長は、防止委員長を補佐し、防止委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 防止委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(相談員)

第8条 本校に、ハラスメントに関する相談に対応するため、相談員を置く。

2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、校長が指名する。

一 学生相談室、学生課長

二 教職員のうちから、校長が指名する者

3 前項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等に関する見識を有する本校の教職員以外の者を相談員に加えることができる。

4 第2項に定める相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 相談員は、相談に対応するとともに、相談者の同意を得た上で、必要に応じて、相談の具体的事項等について防止委員長に報告するものとする。ただし、相談者が望まない場合はこの限りではない。

6 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号、電子メールアドレス等は、学内に公表するものとする。

(相談)

第9条 学生及びその関係者からの相談は、前条第2項第一号に定める相談員が、教職員及びその関係者からの相談は、前条第2項第二号に定める相談員が受けるものとする。

2 相談員への相談は、面談のほか、手紙、電話又は電子メールのいずれでも受け付けるものとする。

3 相談を受ける際には、複数の相談員で対応し、原則として相談者と同性の相談員が同席するものとする。ただし、相談者が望まない場合はこの限りではない。

4 相談者が希望する場合は、相談者以外の者を同席させることができる。

(ハラスメント調査委員会)

第10条 校長は、ハラスメントの事実関係等を調査するため、防止委員会の下にハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

2 調査委員会は、校長の要請に応じてハラスメントの具体的事項について調査し、その結果を校長及び防止委員会に報告するものとする。

3 調査委員会は、校長が指名する委員をもって組織する。

4 調査委員会の委員長（以下「調査委員長」という。）は、委員の互選により選出する。

5 調査委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

6 調査委員長が必要と認めたときは、本校の教職員以外の者を委員に加えることができる。

7 調査委員長に事故あるときは、あらかじめ調査委員長が指名した委員がその職務を代行する。

8 第3項の委員の任期は、当該事案に関する調査結果が校長及び防止委員会に報告され終了と判断した日までとする。

(事務)

第11条 ハラスメントの防止等に関する事務は、事案に応じ総務課又は学生課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成30年6月18日制定）

1 この規則は、平成30年4月1日から適用する。

2 和歌山工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメントの苦情相談等に関する要項（平成11年9月22日制定）は廃止する。

ハラスメント対応フロー図

